

# 矢吹町国民保護計画

## 資料編

令和6年9月

矢吹町国民保護協議会



## 目 次

1	関係機関連絡先一覧 .....	1
2	避難施設一覧 .....	2
3	災害時応援協定一覧 .....	3
4	矢吹町の人口 .....	5
5	矢吹町国民保護協議会条例 .....	6
6	矢吹町国民保護協議会委員名簿 .....	7
7	矢吹町国民保護対策本部及び矢吹町緊急対処事態対策本部条例等 .....	8
8	安否情報関係様式 .....	9
9	特殊標章及び身分証明書の交付に関する要綱（案） .....	14



## 1 関係機関連絡先一覧

(令和6年9月現在)

通報先	所在地	電話番号	備考
福島地方気象台	福島市花園町 5-46	024-534-2162	
国土交通省東北地方整備局 郡山国道事務所	郡山市安積荒井 1 - 5	024-946-0333	
国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所	福島市黒岩字榎平 36	024-546-4331	
陸上自衛隊第44普通科連隊 (福島駐屯地)	福島市荒井字原宿 1	024-593-1212	
農林水産省東北農政局福島県拠点	福島市南中央 3-36	024-534-4141	
福島県 危機管理部	福島市杉妻町 2-16	024-521-7194	災害対策課
福島県 県南地方振興局	白河市昭和町 269	0248-23-1518	
福島県 県南保健福祉事務所	白河市郭内 127	0248-22-5441	
白河警察署	白河市昭和町 226-2	0248-23-0110	
〃 矢吹交番	矢吹町本町 318-1	0248-42-2212	
白河地方広域市町村圏消防本部	白河市立石山 15-1	0248-22-2155	
〃 矢吹消防署	矢吹町鍋内 25-5	0248-42-3762	
東北電力ネットワーク(株)白河電力センター	白河市中田 29-1	0248-23-8107	
東日本電信電話(株)福島支店 災害対策室	福島市花園町 1-36	024-522-9393	
東日本旅客鉄道(株)東北本部福島支店	福島市栄町 1-1	024-522-1233	
東日本高速道路(株)郡山管理事務所	郡山市喜久田町字下 尾池 1	024-951-1721	
福島民報 白河支社	白河市大手町 11-6 OHYAビル1階	0248-23-2316	
福島民友 白河支社	白河市新白河 1-74-1	0248-22-1060	
(公社)福島県トラック協会県南支部	泉崎村泉崎夏針 15-1	0248-21-7167	
(一社)福島県LPガス協会白河支部	白河市会津町 93	0248-22-1932	
(一社)白河医師会	白河市字北中川原 313	0248-23-3701	
(社福)矢吹町社会福祉協議会	矢吹町一本木 100-1	0248-44-5210	
矢吹町商工会	矢吹町中町 290	0248-42-4176	
東西しらかわ農業協同組合 西部営農センター	矢吹町八幡町 643	0248-42-4142	
夢みなみ農業協同組合 三神支店	矢吹町白山 836	0248-45-2111	

## 2 避難施設一覧

(令和6年9月現在)

名称	所在地	緊急一時避難施設※
町立三神小学校	神田西130-2	○
中畑公民館	中畑127-1	○
町立矢吹小学校	中町100	○
町立善郷小学校	小松384-2	○
町立中畑小学校	中畑329	○
町立矢吹中学校	文京町118	○
三神公民館	神田西130-3	○
矢吹町保健福祉センター	一本木100-1	
県立光南高等学校	田町532	

※緊急一時避難施設とは、爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する鉄筋コンクリート造（RC造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）である施設及び地下施設をいう。

## 3 災害時応援協定一覧

(令和6年9月現在)

内容	締結団体等名	協定等の名称	締結年月日	協定内容等
相互応援	白河市	消防相互応援協定	昭和39年 2月21日	火災その他非常時における相互応援に関する協定
	玉川村	消防相互応援協定	昭和43年 8月12日	火災水害その他非常時における相互応援協定
	鏡石町	消防相互応援協定	昭和44年 10月1日	火災水害その他非常時における相互応援協定
	三鷹市	姉妹市町災害相互 応援協定	昭和60年 10月1日	災害時における相互応援 に関する協定
	宮崎県川南町	川南町・矢吹町災 害時相互応援協定	平成25年 9月29日	災害時における相互応援 に関する協定
	南会津4町村・ 西白河郡4町村	災害時における相 互応援に関する協 定	平成26年 1月30日	災害時における相互応援 に関する協定
	愛知県豊田市	災害時相互応援に 関する協定	平成26年 3月8日	災害時における相互応援 に関する協定
物資等	(NPO) コメリ災害対 策センター	災害時における物 資供給に関する協 定	平成24年 3月14日	災害時における各種資 材、飲料水等の供給に関 する協定
	レンゴー(株) 福島矢吹工場	災害時における物 資の供給に関する 協定	平成24年 7月1日	災害時における段ボール 製品の供給に関する協定
	(一社)福島県LP ガス協会白河支部	災害時におけるLP ガス等の供給協力 に関する協定	平成26年 2月3日	災害時におけるLPガス等 の優先供給に関する協定
	白河青果(株)、 丸水白河魚市場(株)	災害時における生 活物資の確保及び 供給に関する協定	平成26年 5月2日	災害時における生鮮食料 品等の確保、供給に関す る協定
	(株)ヨークベニマ ル	災害時における生 活物資等の供給協 力に関する協定書	平成30年 2月27日	災害時における生活物資 等の供給に関する協定
	(株)天乃屋	災害時における食 料品の供給協力に 関する協定	平成30年 5月25日	災害時における食料品の 供給に関する協定
医療	(一社)白河医師会	災害・武力攻撃自 体等医療救護活動 に関する協定	平成20年 6月3日	医療救護活動に関する協 定(白河医師会と西白河 市町村会による協定)
土木	国土交通省 東北地方整備局	災害時の情報交換 に関する協定	平成23年 2月18日	災害時における各種情報 交換に関する協定
	矢吹電友会(町内 電気工事事業所)	災害時における応 急対策業務の支援 に関する協定	平成21年 7月27日	災害時における建設機 械、資材、労力の確保に より早期復旧を図る協定
	矢吹町建設協力会	災害時における応 急対策業務の支援 に関する協定	平成26年 3月25日	災害時における建設機 械、資材、労力の確保に より早期復旧を図る協定

## 資料編

内容	締結団体等名	協定等の名称	締結年月日	協定内容等
電力供給	東北電力ネットワーク(株)白河電力センター	災害時における電力復旧のための拠点に関する協定書	平成28年12月22日	災害時に、大規模停電が発生したい際、電力復旧応援隊の拠点施設を提供する協定
		災害時の協力に関する協定書	令和2年11月19日	災害時に、災害情報の共有及び町の電気設備の迅速かつ円滑な復旧を図る協定
郵便事業	日本郵便(株)矢吹郵便局外	災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力及び道路損傷発見時の対応に関する協定書	平成29年2月1日	災害時郵便取扱いに関する協定、平時の高齢者の見守り活動、道路損傷時の通報を含む包括協定
石油供給	福島県石油商業組合 矢吹支部	災害時における燃料の供給に関する協定	平成29年3月1日	災害時に優先的緊急車両等に石油燃料を供給する協定
原子力災害広域避難	茨城県常陸太田市	原子力災害時における常陸太田市民の県外広域避難に関する協定	平成29年9月21日	原子力災害発生時に常陸太田市民が県外避難をする際の避難民受入に関する協定
通信設備	東日本電信電話(株)宮城事業部福島支店	災害時用公衆電話(特設公衆電話)の事前設置・利用に関する覚書	平成31年3月25日	災害時における非常用電話の事前設置及び利用に関する協定
避難収容	医療法人あさひ会	災害発生時における福祉避難所としての設置運営に関する協定	令和2年7月27日	災害発生時における福祉避難所としての設置運営に関する協定
防災情報	ヤフー(株)	災害に係る情報発信等に関する協定	令和2年7月21日	災害に関する情報を迅速に提供する協定
	福島テレビ(株)	防災情報発信等に関する協定書	令和3年9月1日	災害前兆段階での防災情報及び、発災後の生活支援情報等について、迅速かつ正確に情報発信を行う協定

## 4 矢吹町の人口

(令和2年国勢調査)

大字・町名	人口	世帯数	大字・町名	人口	世帯数
井戸尻	243	46	大久保	256	90
一本木	1,316	482	大池	192	73
堰の上	28	10	大町	711	338
牡丹平	60	20	大畑	0	0
下宮崎	54	15	大和内	170	48
花の里	39	13	滝八幡	408	82
花咲	114	38	沢尻	92	24
貝の久保	10	4	谷中	26	8
館沢	181	102	中沖	11	3
丸の内	64	20	中丸	131	38
境町	2	1	中町	675	301
五本松	60	16	中畑	377	116
国神	0	0	中畑南	194	64
根宿	342	89	中野目西	40	11
三城目	294	79	中野目東	28	5
子ハ清水	0	0	堤	70	24
寺の前	62	19	天開	112	37
寺内	131	39	田町	355	127
寺内西	42	12	田内	155	36
寺内東	38	10	東の内	24	9
寺内南	22	6	東郷	819	287
住吉	58	14	東川原	10	3
曙町	757	311	東長峰	77	25
小松	1,242	524	東堤	3	1
松倉	207	60	鍋内	210	31
松房	53	14	南町	58	26
上の前	11	2	馬場	6	1
上宮崎	54	16	白山	247	78
上敷面	87	27	八幡町	1,879	708
新町	492	201	文京町	305	98
神の内	2	1	平鉢	97	28
神田西	203	58	奉行塚	104	34
神田東	6	3	北浦	131	50
神田南	106	38	北町	511	204
陣ヶ岡	49	10	本郷町	150	53
諏訪の前	10	2	本城館	86	25
諏訪清水	58	11	本町	590	216
清水塚	0	0	明新下	101	26
清林山	0	0	明新原	4	1
西長峰	81	21	明新上	32	8
赤沢	44	14	明新西	20	4
川原	15	4	明新中	93	23
前久保	24	8	明新東	15	5
前田	15	6	弥栄	301	88
善郷内	735	279	合計	17,287	6,102

## 5 矢吹町国民保護協議会条例

平成 18 年 6 月 28 日 条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、矢吹町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、30 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事 3 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(矢吹町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 矢吹町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 41 年矢吹町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

## 6 矢吹町国民保護協議会委員名簿

(令和6年9月現在)

## 矢吹町国民保護協議会委員

	所属機関	職名
1	矢吹町	国民保護協議会会長 矢吹町長
2	国土交通省東北地方整備局 郡山国道事務所	所長
3	国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所	所長
4	福島地方気象台	台長
5	福島県県南地方振興局	局長
6	福島県県南保健福祉事務所	所長
7	白河警察署	署長
8	矢吹町	国民保護協議会副会長 矢吹町副町長
9	矢吹町教育委員会	教育長
10	矢吹町消防団	団長
11	矢吹消防署	署長
12	東北電力ネットワーク（株）白河電力センター	総務課長
13	矢吹町商工会	監事
14	矢吹町社会福祉協議会	事務局長
15	東西しらかわ農業協同組合	西部営農センター長
16	夢みなみ農業協同組合	三神支店長
17	東日本電信電話（株）	福島支店設備部長
18	矢吹町区長会	会長
19	陸上自衛隊	第44普通科連隊長
20	矢吹町議会	産業民生常任委員会副委員長

## 矢吹町国民保護協議会幹事

	所属機関	職名
1	矢吹町 保健福祉課	課長
2	矢吹町 まちづくり推進課	課長
3	矢吹町 都市整備課	課長

## 7 矢吹町国民保護対策本部及び矢吹町緊急対処事態対策本部条例等

### (目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、矢吹町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

### (会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

### (雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護現地対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

### (準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、矢吹町緊急対処事態対策本部について準用する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 8 安否情報関係様式

様式第1号（第1条関係）

## 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

様式第2号（第1条関係）

## 安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



様式第4号（第3条関係）

## 安否情報照会書

		年 月 日
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		申請者 住所(居所) _____ 氏 名 _____
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けてください。 ③の場合、理由を記入 願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ( )	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本                      その他 ( )
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないでください。

様式第5号（第4条関係）

## 安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本                      その他 (                      )
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他の必要事項」に記入すること。

## 9 特殊標章及び身分証明書の交付に関する要綱（案）

令和6年 月 日告示第 号

（目的）

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、町の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（特殊標章の区分）

第2条 特殊標章は、別表で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

（身分証明書の様式）

第3条 身分証明書の様式は、様式第1号のとおりとする。

（交付の対象者）

第4条 町長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、町長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に掲げる者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 町の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（交付の手続）

第5条 町長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 町長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第3号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

（腕章及び帽章の交付）

第6条 町長は、第4条第1号又は第2号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、町長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条に規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 町長は、第4条第1号及び第2号に掲げる者（前項の規定により腕章等の交付を受けた者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

（旗及び車両章の交付）

第7条 町長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条に規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて交付するものとする。

（訓練における使用）

第8条 町長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第4条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができる。

2 町長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合において、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができる。

（特殊標章の特例交付）

第9条 町長は、人命救助等のために特に緊急を要し、第4条第3号及び第4号に掲げる者からの申請を待つ時間的余裕がないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。

2 前項の場合において、町長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第10条 町長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(様式第4号)により、速やかに町長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付した特殊標章を返納しなければならない。

(身分証明書の交付)

第11条 町長は、第6条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第3条に規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 町長は、第6条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第12条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第13条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(様式第5号)により速やかに町長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第14条 第11条第1項の規定により、町長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第11条第2項の規定により、町長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容にかんがみ、町長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第5条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第15条 町長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第16条 町長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第17条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていないなければならない。

(周知)

第 18 条 町長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用、管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(雑則)

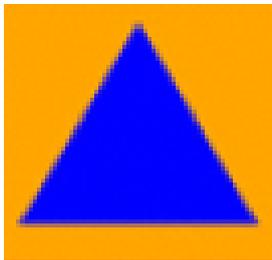
第 19 条 この要綱に定めるもののほか特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第 20 条 本町における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務部総務課が行うものとする。

附 則

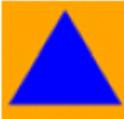
この告示は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条関係)

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		① オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ② 三角形の一角が垂直に上を向いている。 ③ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下隅に付する。(例：矢吹町 1)
帽章	帽子(ヘルメットを含む。)の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張、掲揚又は表示 船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示 航空機の両側面に表示		

様式第 1 号(第 3 条関係)

表面

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約及び 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
-----		
交付等の年月日/Date of issue__		
証明書番号/No. of card__		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル))



## 様式第3号(第5条関係)

## 特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

(あて先) 矢吹町長

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) ----- (ローマ字)-----	生年月日(西暦) -----年-----月-----日
申請者の連絡先 住 所：〒----- ----- 電話番号：----- E-mail：-----	写真 縦4×横3cm (身分証明書の 交付又は使用 許可の場合のみ)
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長：-----cm      眼の色：----- 頭髪の色：-----      血液型：----- (Rh 因子-----)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載) ----- -----
---

(許可権者使用欄) 資 格：----- 証明書番号：-----      交付等の年月日：----- 有効期間の満了日：----- 返 納 日：-----
---

様式第4号(第10条関係)

## 特殊標章再交付申請書

年 月 日	
(あて先)矢吹町長	
住所	申請者
氏名	(電話) 印
1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号  2 紛失(破損等)年月日  3 紛失の状況(破損等の理由)  4 その他必要な事項	
※受付欄	※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。  
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第5号(第13条関係)

## 身分証明書再交付申請書

年 月 日	
(あて先)矢吹町長	
住所	申請者
氏名	(電話) ) 印
1 旧身分証明書番号	
2 理由	
3 その他必要な事項	
※受付欄	※経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の異動等を記入する。
- 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
- 4 記載事項の異動の場合は、旧記載事項を追記する。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。